



国民健康保険税などの支払い額を通知します

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の令和3年中の支払い額を通知します。

12月下旬に納付した金額は加算されていない場合がありますので、確定申告で使用の際は、領収書などで確認してください。

障害年金や遺族年金、福祉年金から天引きした額は市から通知します。その他の公的年金から天引きした額は、日本年金機構などが

療費控除申告に使用できません。ただし、医療費控除の対象となる支出で通知に記載されていないものは、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。※領収書は、確定申告期限から5年間の保存が必要です。

送付する「公的年金等の源泉徴収票」をご確認ください。**国民健康保険 後期高齢者医療制度の医療費通知を発送**

国民健康保険の医療費通知は、令和3年1～10月診療分を1月中旬に、11・12月診療分を3月中旬に発送します。後期高齢者医療制度の医療費通知は、令和3年1～11月診療分を2月中旬に、12月診療分を3月中旬に発送します。

通知は、確定申告での医療費控除申告書(介護保険)

介護に関する税の所得控除について

要介護認定者の障害者控除

65歳以上で身体障がい者などに準ずる人、またはその人を扶養している人は、所得税・住民税の所得控除が受けられます。所得控除の申告には「障害者控除対象者認定書」が必要です。

で、担当に申請してください。障害者手帳や療育手帳などが交付されている人は、その手帳で所得控除の適用が受けられます。

控除額など詳しくは、担当にお問い合わせください。**認定書の交付対象者**

令和3年12月31日現在、要介護に認定されている65歳以上の(要支援認定者は該当しません)

障害者控除を受けられる人

認定書交付対象者またはその扶養者で、所得税・住民税が課税されている人

認定申請に必要なもの
介護保険被保険者証

介護保険サービス
利用料の医療費控除

次のサービスを利用して
いる場合、利用料の自己負担分が控除の対象となります。※対象額は、サービス事業者発行の領収証に記載されます。



サービス◆介護老人福祉施設の施設サービス(自己負担額や食費、居住費の2分の1相当)◆介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院の施設サービス(自己負担額、食費、居住費)

6カ月以上寝たきりの人のおむつ代の控除には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

控除を受けるのが2年目以降の人は、市が発行する「主治医意見書の内容確認証明書」を代用できます。詳しくは担当にお問い合わせください。

おむつ代の医療費控除

介護高年齢課 94-4723

確定申告などの準備はお済みですか

平塚税務署 22-1400 (確定申告) 国市民税課 74-5429 (市県民税申告)

所得税などの確定申告

令和3年分の確定申告書の作成・相談は、1月24日(月)～3月15日(火)に平塚市庁舎1階多目的スペースで受け付けます(土日曜日、祝日を除く)。2月20日・27日は実施。新型コロナウイルス感染症対策のため、e-taxや郵送での提出にご協力ください。

確定申告のお知らせハガキや申告書は、1月下旬に発送予定です。申告書は、1月21日(金)以降に市役所1階の市民税課窓口でも配布します。

医療費控除について

領収書に代わり「医療費控除の明細書」の添付が必要です。※領収書は自宅5年間保管してください。

自宅のパソコンで申告書が作成できます

国税庁ホームページには、申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」が掲載されています。作成した申告書などは、添付書類と合わせて郵送(〒254-8533平塚税務署)でご提出ください。※控えが必要な場合は返信用封筒を同封してください。

スマホ・パソコンでe-tax

マイナンバーカードや税務署から発行されたID・パスワードを使って、パソコンやスマートフォンで確

定申告書を作成・送信できます。利用には事前の手続きが必要な場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

市県民税申告
令和4年1月1日現在市内に在住し、次のいずれかに該当する人は申告が必要です。※所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

◆市県民税申告書が送られてきた人◆令和3年中に所得がない人◆別世帯の人の扶養親族になっている人◆給与所得者で給与所得以外の所得合計が20万円以下の人◆公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人◆県・市が指定した認定NPO法人など以外のNPO法人への寄附金税額控除の適用を受けようとする人

申告相談会
源泉徴収票や各種証明書、昨年の申告書の控え、マイナンバーカード(または通知カードと本人確認書類)、電卓、筆記用具をお持ちください。

税理士会による確定申告無料相談会
小規模事業者、給与所得者、年金受給者が対象です。※相談日の2日前までに予

約が必要ですが、予約に空きがある場合は、当日午前9時から、会場入口で整理券を配布します。

とき 2月1日(火)～4日(金)の午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

ところ 市民文化会館展示室

市役所による確定申告相談会
給与所得者、年金受給者が対象です。※相談は完全予約制。相談日の前日までに予約してください。

とき 2月16日(水)～3月15日(火)の午前9時30分～正午、午後1時30分～4時(月・土・日曜日、祝日を除く)。2月26日、3月12日は実施)

ところ 市民文化会館展示室

申込み 1月17日(月)午前9時から予約ページ(24時間受付)、または専用電話(92-1112、平日午前9時～午後5時)で担当へ。※いずれも予約は、市ホームページ「くらしのガイド」↓

「市民税」か左のQRコードから。混雑を避けるため、可能な限り予約ページからお申し込みください。申告書の提出のみ

の場合は予約不要です。

市県民税申告相談会
確定申告が不要な人の申告書作成指導や相談です(当日受付)。

とき 1月24日(月)～28日(金)の午前8時30分～正午、午後1時～4時

ところ 市役所1階ロビー

令和4年度住民税の主な税制改正について
各制度について詳しくは、担当が市ホームページ「くらしのガイド」↓「市民税」でご確認ください。

住宅ローン控除の特例延長
控除期間を13年間とする特例の適用期限について延長が行われ、一定の期間に契約した場合、令和4年12月末までの入居者が対象となりました。

また、延長した部分に限り、合計所得金額が1000万円以下の人について面積要件を緩和し、床面積40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となりました。

退職所得課税の見直し
勤続年数が5年以下の役員など以外の人の退職所得の金額計算につき、退職所得控除を差し引いた残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の計算上2分の1とする措置を適用しないこととなりました。

※令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職金が対象です。

特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化
市県民税で全部不要とする場合に限り、確定申告書への記入のみで手続きが完了できるようにしました。

国市民税課 74-5429